

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日と翌日)

目 次

- ◇ 告 示 字の区域の変更等
生活保護法による医療機関の指定
家畜人工授精講習会の開催
みつばちの腐蛆病の発生
- 河川区域の廃止(二件)
廃川敷地の生成(二件)
土地区画整理法による換地処分
- ◇ 告 鳥取県農業改良普及員資格試験等の合格者

告 示

鳥取県告示第九百七十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項後段の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和四十八年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 区域を変更する字の名称 | 同上の区域(昭和四十八年八月二十三日現在の地番による) |
|-------------|---|
| 巖城字下光源 | 巖城字細工畑一、三三二ノ一、一、三三二ノ三、一、三三二ノ一及びこれらと一体をなす国有地の一部、巖城字下前田一、一六九ノ二及びこれと一体をなす国有地、巖城字東屋敷一、〇八四、一、〇八五、一、一一一ノ一、一一一ノ二及びこれらと一体をなす国有地の一部、巖城字開山の全域並びに巖城字下光源の全域 |
| 巖城字細工畑 | 巖城字細工畑のうち一、三三二ノ一、一、三三二ノ三、一、三三五ノ一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 |
| 巖城字下前田 | 巖城字下前田のうち一、一六九ノ二及びこれと一体をなす国有地以外の区域 |
| 巖城字東屋敷 | 巖城字東屋敷のうち一、〇八四、一、〇八五、一、一一一ノ一、一、一一一ノ二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 |
| 廃止する字の名称 | 巖城字開山 |

鳥取県告示第九百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十二号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十八年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| | | |
|--------------|-------|--------------------|
| 指 定 年 月 日 | 名 称 | 所 在 地 |
| 昭和四十八年十一月十三日 | 堀内診療所 | 鳥取市西品治新茶屋 七四九の三 |

鳥取県告示第九百十九号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項第二号の規定による家畜人工授精講習会を次のとおり開催するので、鳥取県家畜人工授精講習会規程（昭和二十六年十月鳥取県告示第四百七十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十八年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 開催場所

学科 倉吉市殿城 中部総合事務所第三会議室

実習 東伯郡赤碕町松谷 鳥取県種畜場

二 開催期間

昭和四十九年一月二十一日から同年二月一日まで

三 講習の対象となる家畜の種類

牛

四 受講手続

鳥取県家畜人工授精講習会規程別記様式第一号による受講願書（二部）に同規程第六条各号に掲げる書類（各一部）を添えて、昭和四十八年十二月十五日までに所轄の家畜保健衛生所に提出すること。

五 その他

- 講習会終了後に修業試験を実施する。
- その他詳細については、所轄の家畜保健衛生所に照会すること。

鳥取県告示第九百二十号

みつばちの腐蛆病が発生したので、みつばちについての腐蛆病予防に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県規則第二十七号）第五条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

発生年月日等

| | | | |
|--------------|----------|------|---------------|
| 発 生 年 月 日 | 発 生 場 所 | 発生群数 | 摘 要 |
| 昭和四十八年十一月十七日 | 気高郡青谷町楠根 | 八群 | 焼却のうえ埋却 処分 |

鳥取県告示第九百二十一号

日野川水系に係る一級河川小松谷川について河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六条第一項の規定による河川区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十八年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(図面省略)

鳥取県告示第九百二十二号

天神川水系に係る一級河川三徳川について河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第六条第一項の規定による河川区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十八年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(図面省略)

鳥取県告示第九百二十三号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十八年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 河川の名称

日野川水系に係る一級河川小松谷川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和四十八年十一月二十四日

三 廃川敷地の位置

西伯郡会見町大字市山字荒神ノ前三九七番二地先から同町同大字字下

河原一〇二番六地先まで

四 廃川敷地の種類及び面積

土地 二、二七八・三八五平方メートル

鳥取県告示第九百二十四号

河川区域の廃止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河港課に備え置いて縦覧に供する。

昭和四十八年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 河川の名称

天神川水系に係る一級河川三徳川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和四十八年十一月二十四日

三 廃川敷地の位置

東伯郡三朝町大字山田字福呂七九七番地先から同町同大字字中道七六

九番地先まで

四 廃川敷地の種類及び面積

土地 一、二九〇・七四平方メートル

鳥取県告示第九百二十五号

倉吉市巖城土地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和四十八年十一月十三日換地処分を行なった旨の届出があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定により公告する。
昭和四十八年十一月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公 告

昭和48年10月24日から26日までの間に実施した鳥取県農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

昭和48年11月24日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 農業改良普及員資格試験の合格者

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 清水淳之助 | 竹村 元秀 | 矢野 清 | 佐藤 博敏 |
| 石井 英夫 | 浜尾 正雄 | 立石 道博 | 林 春幸 |
| 松村 秀一 | 浜坂 良男 | 大倉野 寿 | 松永 高博 |
| 坂根 勝俊 | 吉津 武夫 | 久保 真 | 中本 和博 |
| 小谷藤太郎 | 中村 裕文 | 森下 昌三 | 米澤 賢一 |
| 清水 英司 | 斉藤 仁 | 中田 昇 | 瀬野 武治 |
| 山中 春夫 | | | |

2 生活改良普及員資格試験の合格者

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 田中 和美 | 高橋 早苗 | 鹿嶋 恵子 | 吉川 久枝 |
|-------|-------|-------|-------|

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】